株式会社サンプル企業

社外秘 | 2026-11-18

賃上げ促進税制 繰越控除の追跡

第 31〜33 期（第 33 期は見込み）の控除と、繰越が生じる境目

この書類の結論

3 期とも全額を控除でき、繰越は 0 円の見込み。第 33 期の調整前法人税額が 7,725,000 円を下回ったときだけ繰越が生じる。生じたら翌期から 5 年、使わない年度も明細書を付け、給与総額を前期より増やした年に使う。

作成	AI 活用担当
日付	2026-11-18
版	1.0
機密区分	社外秘

目次

1. この文書について 3
1.1 目的 3
1.2 読み手 3
1.3 範囲 3
1.4 範囲に含まないもの 4
1.5 前提と制約 4
1.6 改訂履歴 4
1.7 用語 5
2. 制度の要点 — 条文で確かめたこと 5
3. 各期の計算（式を残す） 6
4. 繰越が生じる境目 7
5. もし繰越が生じたら — シナリオ（法人税額が見込みの 50%） 7
6. 毎期の手続き — 明細書を切らさない 8
7. 論点と未決 9
8. 次にやること 9

結論

状況　第 31〜33 期の 3 期とも給与等支給額が前期より 3.0〜3.6% 増え、控除限度額は 3 期で 4,230,000 円（第 33 期は見込み）。

問題　控除は**調整前法人税額の 20% まで**で、超えたぶんが繰越になる。当社は毎期の法人税額が 1,000 万円を超えるので枠に収まるが、第 33 期の余裕は 法人税額で 2,835,000 円しかない。**新しく控除が生じるのは第 33 期が最後。**

問い　繰越は生じているか。第 33 期の決算で何を確かめ、生じたら何をするか。

答え　**3 期とも全額を控除でき、繰越は 0 円の見込み。**第 33 期の調整前法人税額が 7,725,000 円を下回ったときだけ繰越が生じる。生じたら翌期から 5 年、使わない年度も明細書を付け、給与総額を前期より増やした年に使う。

	金額	計算した章
控除限度額（3 期の合計）	4,230,000 円	3 章
繰越（第 33 期末の見込み）	0 円	3 章
繰越が生じる境目（第 33 期の調整前法人税額）	7,725,000 円	4 章
シナリオ：法人税額が見込みの 50% なら生じる繰越	489,000 円	5 章

資料: 本書の各章の図表（出どころは各図表の下に記載）

1.　この文書について

1.1　目的

毎期の税額控除が 20% の枠に収まったか、繰越が生じたか、生じるならいつまでに使うかを、条文の順に計算して並べる。顧問の税理士の先生が第 33 期の申告で確かめる数字の元にする。

1.2　読み手

- 代表（繰越が生じる条件を知る）
- 経理（毎期の数字を更新する）
- 顧問の税理士の先生（別表の作成と申告。本書の数字を確かめる）

1.3　範囲

- 第 31 期（2024-04〜）から第 33 期（〜2027-03）の中小企業者等の賃上げ促進税制（措置法 42 条の 12 の 5 第 2 項・第 3 項）

- 繰越が生じた場合の使い方（シナリオ）

1.4　範囲に含まないもの

> **ここを書かないと、読み手は「書いていないこと＝やること」と読みます。**

- 別表の作成・申告と、適用できるかの判断 — 顧問の税理士の先生の業務（税理士法 第 2 条）
- 法人住民税・事業税への影響の計算
- ほかの税額控除（研究開発税制など）と合わせたときの上限の調整

1.5　前提と制約

> **前提が崩れたら、この文書の結論も崩れます。**崩れたら作り直します。

#	前提	崩れたらどうなるか
1	中小企業者に当たる（資本金 30,000,000 円）	当たらなければ使えない。判定は顧問の先生
2	給与等支給額は 40 の給与支給総額と同じ範囲	役員の親族の使用人がいれば除く
3	調整前法人税額は申告書の税額控除前の法人税	住民税・事業税を含む法人税等とは別の数
4	第 33 期は見込み（給与は 40、法人税は 11 から）	法人税額が境目を下回れば繰越が生じる
5	繰越分は古い期のものから使う	順が違えば消える期が入れ替わる
6	条文は 2026-11-01 施行のもの	措置が延びれば第 34 期以後も控除が生じる

1.6　改訂履歴

版	日付	作成	承認	変更の要旨
1.0	2026-11-18	AI 活用担当	経理課長	初版（第 31〜33 期。第 33 期は見込み）

1.7　用語

語	この文書での意味
賃上げ促進税制	措置法 第 42 条の 12 の 5 第 2 項（中小企業者等）の税額控除
給与等支給額	雇用者給与等支給額。国内の使用人（役員とその親族を除く）の給与等（第 4 項第 8 号）
増加額	給与等支給額 − 前期の給与等支給額（比較雇用者給与等支給額。第 4 項第 9 号）
控除限度額	増加額 × 控除率。この額まで法人税額から差し引ける
繰越	20% の上限で差し引けなかった額。5 年繰り越せる（繰越税額控除限度超過額。第 4 項第 10 号）
境目	控除限度額 ÷ 20%。調整前法人税額がこれを下回ると、控除しきれず繰越が生じる

2.　制度の要点 — 条文で確かめたこと

計算の前提になる決まりを、条文と国税庁の説明で確かめた。**繰越が生じるかどうかは ③、使えるかどうかは ④ と ⑥ で決まる。**

図表 1　この書類が使う決まり

#	決まり	根拠
①	給与等支給額が前期より 1.5% 以上増えた年に、増加額 × 15% を差し引ける	措置法 42 条の 12 の 5 第 2 項
②	上乗せ：2.5% 以上で＋15%／くるみん・えるぼし（2 段階目以上）で＋5%。教育訓練費の＋10% は **2026-04-01 前に開始した年度だけ**（最大 45% → 35%）	同 第 2 項各号、令和 8 年改正法 附則（タックスアンサー No.5927-2）
③	**差し引けるのは調整前法人税額の 20% まで。超えたぶんが繰越。繰越分は当期分を引いた残りの枠で使う**	同 第 2 項後段・第 3 項後段
④	繰越分を使えるのは、その年の**給与等支給額が前期を上回る**ときだけ（1.5% でなくてよい）	同 第 3 項
⑤	繰り越せるのは 5 年。2024-04-01 以後に開始した年度に生じた分から	同 第 4 項第 10 号、令和 6 年法律第 8 号 附則第 44 条
⑥	**繰越が生じた年度以後の全部の年度の確定申告書に明細書を添付する（使わない年度も）**	同 第 7 項
⑦	新しく控除が生じるのは **2027-03-31 までに開始する年度**まで（当社は第 33 期まで）	同 第 2 項

資料: 租税特別措置法（e-Gov 法令 API、2026-11-01 施行の条文、2026-11-17 取得）、国税庁 タックスアンサー No.5927-2［令和 8 年 4 月 1 日現在法令等］

3.　各期の計算（式を残す）

給与等支給額は賃金台帳と事業計画書（40）、調整前法人税額は申告書（第 33 期は見込み）。それ以外はすべて下の式で計算した。**1 円未満は切り捨て。**

図表 2　各期の計算（金額の単位は円）

項目	式	第 31 期	第 32 期	第 33 期
決算期	—	2025 年 3 月期	2026 年 3 月期	2027 年 3 月期
状態	—	申告済み	申告済み	見込み
雇用者給与等支給額	A	137,500,000	142,450,000	147,600,000
比較雇用者給与等支給額	B（前期の A）	133,500,000	137,500,000	142,450,000
増加額	C = A − B	4,000,000	4,950,000	5,150,000
増加割合	C ÷ B	3.00%	3.60%	3.62%
控除率	① ＋ ②	30%	30%	30%
控除限度額	D = C × 控除率	1,200,000	1,485,000	1,545,000
調整前法人税額	E	11,180,000	10,320,000	10,560,000
20% の上限	F = E × 20%	2,236,000	2,064,000	2,112,000
当期分で差し引く額	G = D と F の小さいほう	1,200,000	1,485,000	1,545,000
繰越分で差し引く額	H = F − G の枠で、古い期から	0	0	0
新しく繰り越す額	I = D − G	0	0	0
期末の繰越の残	前期末の残 − H ＋ I	0	0	0

資料: 給与等支給額は賃金台帳・事業計画書（40）、調整前法人税額は申告書（第 33 期は見込み）。式は措置法 42 条の 12 の 5 第 2 項・第 3 項

控除率の内訳: 第 31 期 15%＋15%（2.5% 以上）／第 32 期 15%＋15%（2.5% 以上）／第 33 期 15%＋15%（2.5% 以上）。**3 期とも G ＝ D（全額を当期に控除）で、繰越は生じていない。**

図表 3　調整前法人税額と、決算書・計画の法人税等（単位は円）

期	法人税、住民税及び事業税	うち調整前法人税額（税額控除の前）	法人税等の出どころ
第 31 期	—	11,180,000	第 31 期の決算書は見本に無い（申告書の法人税額だけ確認）
第 32 期	14,800,000	10,320,000	決算書（第 32 期）・資金繰り表（14）の確定税額
第 33 期	14,812,500	10,560,000	経営改善計画書（11）の第 33 期（経常利益の 30%）

資料: 決算書（第 32 期）・資金繰り表（14）・経営改善計画書（11）。法人税等は住民税・事業税を含むので、調整前法人税額より大きい

図表 4　教育訓練費の上乗せ（2026-04-01 前に開始した年度だけ判定。単位は円）

期	教育訓練費	比較教育訓練費	増加割合（5% 以上）	給与等支給額に対する割合（0.05% 以上）	上乗せ
第 31 期	1,520,000	1,490,000	2.01%	1.11%	なし（増加割合が 5% に届かない）
第 32 期	1,580,000	1,520,000	3.95%	1.11%	なし（増加割合が 5% に届かない）

資料: 教育訓練費は総勘定元帳の研修費（第 32 期は決算書の研修費 1,580,000 円）。範囲はタックスアンサー No.5927-2 の注 4

> **第 33 期は 2026-04-01 以後に開始する年度なので、教育訓練費の上乗せはありません。**くるみん・えるぼし（2 段階目以上）の認定は受けていないので＋5% は付かず、控除率は 30% です（見込み）。

4.　繰越が生じる境目

控除限度額 D が 20% の上限 F を超えると、超えたぶんが繰越になる。言い換えると、**調整前法人税額が「D ÷ 20%」を下回った年に繰越が生じる。**

図表 5　期ごとの余裕（単位は円）

期	控除限度額 D	20% の上限 F	余裕 F − D	境目 D ÷ 20%	調整前法人税額 E	E − 境目
第 31 期	1,200,000	2,236,000	1,036,000	6,000,000	11,180,000	5,180,000
第 32 期	1,485,000	2,064,000	579,000	7,425,000	10,320,000	2,895,000
第 33 期	1,545,000	2,112,000	567,000	7,725,000	10,560,000	2,835,000

資料: 本書「各期の計算」から

> **第 33 期は、調整前法人税額が見込みより 2,835,000 円少ないと繰越が生じます。**課税所得で言えば、およそ 1,222 万円の減少です（法人税率 23.2% の部分。法人税法 第 66 条第 1 項）。決算の見込みが固まったら、ここを最初に確かめます。

5.　もし繰越が生じたら — シナリオ（法人税額が見込みの 50%）

仮定の話である。第 33 期の調整前法人税額が 5,280,000 円（見込みの 50%）だったとすると、20% の上限は 1,056,000 円で、控除限度額 1,545,000 円のうち **489,000 円が繰越**になる。第 34 期からは新しい控除が生じない（措置の期限）ので、20% の枠をまるごと繰越に使える。

図表 6　シナリオでの繰越の使い方（第 34 期以後の調整前法人税額を毎期 10,560,000 円と置く。単位は円）

期	決算期	使える枠（E × 20%）	使う額	期限で消える額	期末の残
第 34 期	2028 年 3 月期	2,112,000	489,000	0	0
第 35 期	2029 年 3 月期	2,112,000	0	0	0
第 36 期	2030 年 3 月期	2,112,000	0	0	0
第 37 期	2031 年 3 月期	2,112,000	0	0	0
第 38 期	2032 年 3 月期	2,112,000	0	0	0

資料: 本書の計算（仮定）。給与総額が毎期前期を上回る場合。上回らない年は繰越分を 1 円も使えない（第 3 項）

このシナリオでは、繰越は第 34 期で使い切れる。**ただし、その年の給与総額が前期を上回っていることと、繰越が生じた年度から毎期、明細書を付けていることが条件。**

6.　毎期の手続き — 明細書を切らさない

控除を受ける年は、確定申告書に明細書（別表六（二十四）・付表一）を付ける。**繰越が生じたら、それ以後は使わない年度も毎期付ける。**

図表 7　期ごとに付ける明細書と期限

期	確定申告の期限	付ける明細書	状態
第 31 期	申告済み	別表六（二十四）・付表一	添付した
第 32 期	申告済み	別表六（二十四）・付表一	添付した
第 33 期	2027-05-31（月）／延長の特例があれば 2027-06-30（水）	別表六（二十四）・付表一	これから（申告は 2027-05）
第 34〜38 期	毎期 決算日の翌日から 2 か月以内	付表一（繰越の明細）	繰越が生じた場合だけ。使わない年度も付ける

資料: 措置法 42 条の 12 の 5 第 6 項・第 7 項、法人税法 第 74 条第 1 項（2 か月以内）、国税庁『別表六（二十四）・付表一 記載要領』令和 8 年版

図表 8　付表一「翌期繰越税額控除限度超過額の計算」に対応する数字（第 33 期・見込み。単位は円）

事業年度	25 前期繰越額又は当期税額控除限度額	26 当期控除可能額	27 翌期繰越額（25 − 26）
当期分（第 33 期）	1,545,000	1,545,000	0

資料: 国税庁『別表六（二十四）付表一』様式・記載要領（令和 8 年版）。2026-04-01 以後に開始する年度の当期分は別表六（二十四）「40」から。前期から繰り越した行は無い（繰越 0 円）

7.　論点と未決

> **決まっていないことを、決まっていないと書きます。**埋めてから出すと、決めた人が誰もいないまま進みます。

#	論点	選択肢	決める人	期限
1	第 33 期の決算見込みで、調整前法人税額が境目（7,725,000 円）を上回るか	上回る＝全額控除／下回る＝繰越が生じ、翌期から明細書を毎期付ける	経理	2027-02
2	措置が 2027 年度改正で延びた場合、第 34 期以後も控除が生じ、20% の枠を当期分が先に使う	延長の内容が出た時点で本書を作り直す	経理	2027-01
3	給与等支給額の範囲（役員の親族の使用人の有無・雇用安定助成金）を申告書と揃える	先生の申告書の範囲に本書を合わせる	顧問の税理士	2026-12

8.　次にやること

#	やること	誰が	いつまでに
1	本書の数字を顧問の先生に渡し、第 31・32 期の申告書（別表六（二十四）・付表一）と突き合わせていただく	経理	2026-12-11
2	第 33 期の 12 月末の試算で、調整前法人税額の見込みを境目と比べる	経理	2027-01-29
3	第 33 期の決算が固まったら、見込みを実績に置き換えて本書を作り直す	AI 活用担当	2027-04-30
4	第 33 期の確定申告書に別表六（二十四）・付表一が付いているかを、提出前に確かめる	経理	2027-05-31

> **当社は税務の判断をいたしません。**本書は、控除が枠に収まったか、繰越が生じるかを数えて並べる社内の検討用の素案です。**最終確認者：顧問の税理士の先生**（適用の可否・別表の作成・申告）。